

## 第3編 災害時業務実施マニュアル（風水害編）

### 第1章 総論

#### 1. 1 マニュアルの目的

西尾市内において非常配備体制の基準・内容等（風水害編）で第3非常配備の状況が生じた場合、西尾市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、西尾市災害対策本部の環境部災害廃棄物対策室として、必要な応急対策を実施することが求められる。

本マニュアルは、西尾市環境部が風水害時に初動活動を含め、災害廃棄物の収集運搬、一時保管、最終処分までの対応を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、災害対応を適切に行うことを目的とするものである。

### 第2章 基本方針

#### 2. 1 マニュアルの構成

本マニュアルは、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の活動について初動期、応急対応期、復旧・復興期まで、各主体の行動について下記のように定める。

また、災害時には、災害対策本部等から報告される各種情報と、災害廃棄物処理計画と本マニュアルに基づき災害廃棄物処理実行計画を策定する。

表2-1 災害応急対応時における各主体の行動

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（職員の安否確認、体制整備、被害状況の確認、必要資機材等の確保、連絡網の整備等を行う。）	発災後概ね3日間
応急対応期	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行い、建物の解体に伴う廃棄物の回収が本格的に開始される時期）	～1か月
復旧・復興期	避難生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理を行う時期）	～3か月

#### 2. 2 非常配備体制の基準、内容等

地域防災計画では、災害時の非常体制の基準・内容等について下記のとおり定めているが、本マニュアルでは、非常配備体制中の第3非常配備の行動について具体的に示すものとする。

表2-2 非常配備体制の基準・内容等（風水害編）

区分	指令又は解除の基準	動員内容
第1非常配備	<p><b>指令</b></p> <p>(1) 次の各警報等の1以上が西尾市に発表されたとき。            ア 大雨警報    イ 暴風警報        ウ 洪水警報            エ 高潮注意報    オ 水防警報(矢作川、矢作古川、三河湾沿岸)</p> <p>(2) 矢作川にはん濫注意情報が発表されたとき。</p> <p>(3) 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。(矢作川、矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川)</p> <p>(4) 西尾市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>(5) 西尾市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</p> <p>(6) 大規模事故により行政の対応が必要となったとき。</p> <p>(7) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p><b>解除</b></p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>環境部長</p> <p>(1)～(7)の指令で勤務時間外は、職員緊急通報システムによる自動指令によって連絡あり。</p>
第2非常配備	<p><b>指令</b></p> <p>(1) 次の各警報の1以上が西尾市に発表され、災害が発生するおそれが高まったとき。            ア 大雨警報    イ 暴風警報        ウ 洪水警報            エ 高潮警報    オ 水防警報(矢作川、矢作古川、三河湾沿岸)            カ 大雪警報</p> <p>(2) 次の各特別警報の1以上が西尾市に発表されたとき。            ア 大雨特別警報    イ 暴風特別警報    ウ 洪水特別警報            エ 高潮特別警報    オ 波浪特別警報    カ 大雪特別警報</p> <p>(3) 矢作川にはん濫警戒情報が発表されたとき。</p> <p>(4) 河川の水位が避難判断水位に達したとき。(矢作川、矢作古川、広田川)</p> <p>(5) 河川の水位が出動水位に達したとき(矢崎川)。</p> <p>(6) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>(7) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p><b>解除</b></p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>環境部の課長補佐職以上の職員</p> <p>(1)～(7)の指令で勤務時間外は、職員緊急通報システムによる自動指令によって連絡あり。</p>
第3非常配備	<p><b>指令</b></p> <p>(1) 矢作川にはん濫危険情報が発表されたとき。</p> <p>(2) 河川の水位がはん濫危険水位に達したとき。(矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川)</p> <p>(3) 大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。</p> <p>(4) 大規模事故により全庁的な対応が必要となったとき。</p> <p>(5) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p><b>解除</b></p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで、被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>環境部全職員</p> <p>(1)～(5)の指令で勤務時間外は、職員緊急通報システムによる自動指令によって連絡あり。</p>

## 2. 3 災害時の事務分掌

災害時の事務分担は、地域防災計画で定めた災害対策本部事務分掌により表2-3のとおりとし、災害時の時期区分によって各担当班で活動する。

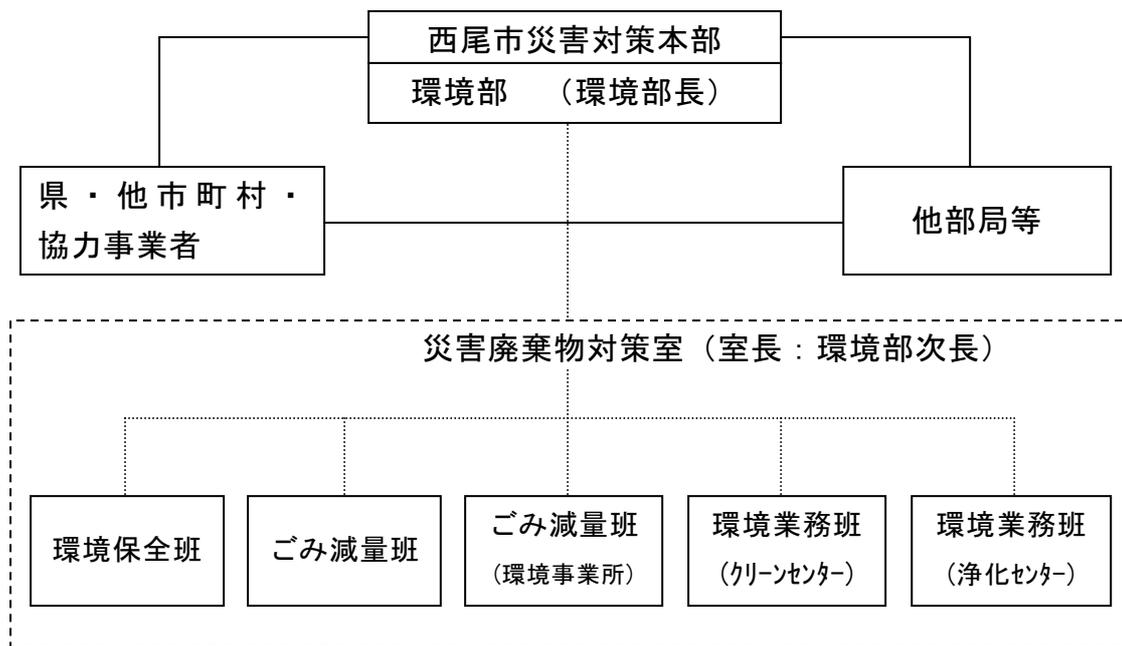
また、災害時は平常時と比べ、より迅速かつ確実に廃棄物を処理する必要がある。そのために、地域防災計画に定める組織体制の補助組織として西尾市災害対策本部・環境部内に災害廃棄物対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

表 2-3 災害対策室の事務分掌

	班長	事務分掌
環境部 (環境部次長)	環境保全班 (環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>2 環境汚染の防止に関する事。</li> <li>3 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>4 狂犬病予防法に関する事。</li> <li>5 放浪動物及びペットに関する事。</li> </ol>
	ごみ減量班 (ごみ減量課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物対策室の設置に関する事。</li> <li>2 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>3 ごみ・し尿等廃棄物の収集に関する事。</li> <li>4 仮設トイレの設置に関する事。</li> <li>5 ごみ、がれき、し尿の発生量推計に関する事。</li> <li>6 災害廃棄物処理実行計画策定に関する事。</li> <li>7 害虫等の駆除に関する事。</li> </ol>
	環境業務班 (環境業務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>2 職員・委託業者参集可能人員及び安否確認に関する事。</li> <li>3 ごみ・し尿施設の非常停止に関する事。</li> <li>4 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>5 ごみ・し尿等の廃棄物の非常処理に関する事。</li> </ol>

対策室の事務分掌は、①西尾市災害対策本部からの情報、指示等を環境部内の各班に確実に伝達すること、②部内の各班が独自に収集した情報を部内で共有するために連絡調整すること、③部内で共有した情報のうち必要な情報を西尾市災害対策本部へ確実に報告すること、④部内各班連携による災害廃棄物の処理方法を検討・実施し、必要に応じ西尾市災害対策本部に提案すること、⑤自らが被災していない場合の協力体制に関すること、⑥その他災害廃棄物の処理に必要な事項とする。

図 2-1 災害廃棄物対策室組織図



## 2. 4 災害ごみの分類

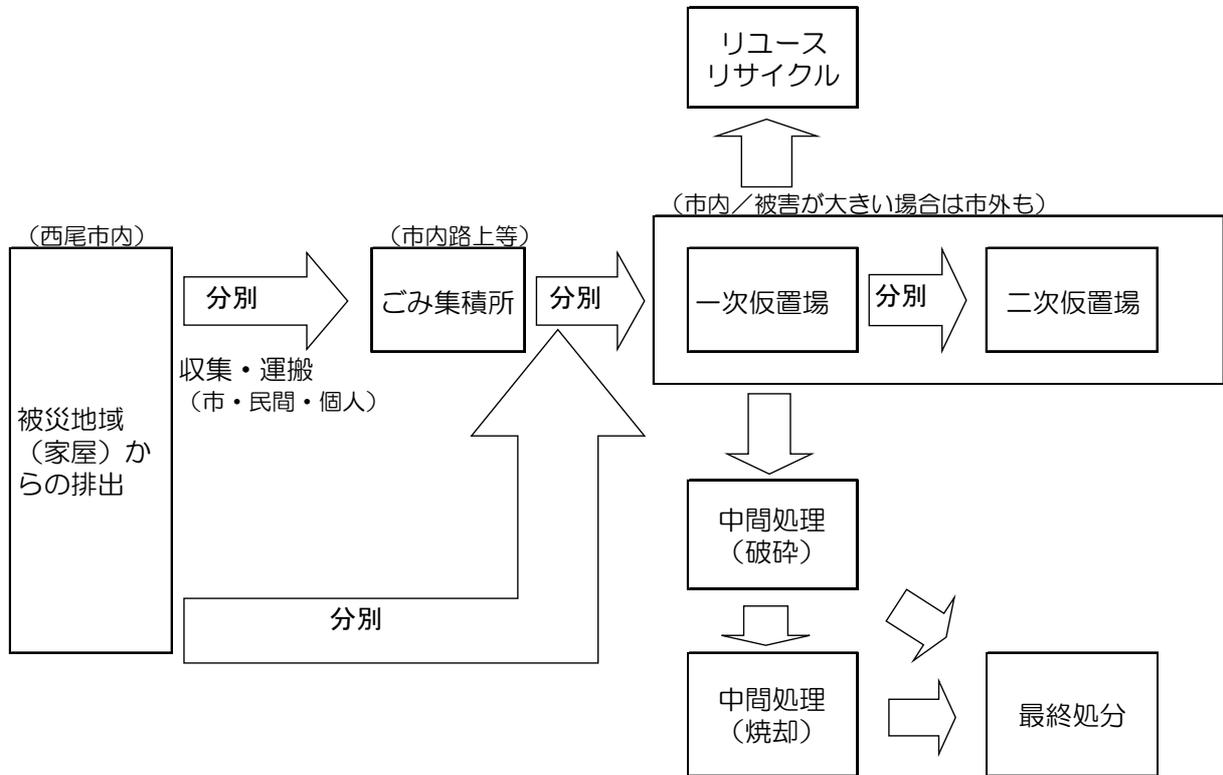
災害ごみの分類については、表 2-4 のとおりとする。

表 2-4 風水害時における災害廃棄物の分類概要

カテゴリー		概要	廃棄物種類
生活所ごみ・避難	(避難ごみ(普通))	避難所生活や、避難生活から排出・保管されている生活廃棄物等(家屋損壊物や家財を除く)	可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル類、有害廃棄物、し尿など
	医療系ごみ	医療機関や介護施設、避難所等から出る医療系廃棄物	注射針、血液のついた器具や手袋など
風害廃棄物	家財ごみ	竜巻等の風害により破損・故障した家財などの廃棄物(家屋損壊物を除く)	家電製品、家具など(乾燥した物)
	(家屋ごみ(災害廃棄物))	竜巻等で倒壊した家屋(家財を含む場合も有る)※震災後の火災にあったものも含む	解体家屋、家電製品、家具、粗大ごみ、畳、マットレス、庭木、家屋周辺構造物、有害廃棄物(石綿、PCB等)など(乾燥した物)
水害廃棄物	浸水ごみ	洪水による浸水があったものの、大きな倒壊には至らなかった地域における水を被った廃棄物(家財中心)	【水を被った物】 家電製品、家具、粗大ごみ、畳、マットレス、庭木
	(洪水倒壊ごみ(災害廃棄物))	洪水により、倒壊し、水等を被った家屋(家財を含む場合もある。)	【水を被った物】 解体家屋、家電製品、家具、粗大ごみ、畳、マットレス、庭木、家屋周辺構造物、有害廃棄物(石綿、PCB等)
	洪水堆積物	洪水により運ばれ、陸地に堆積した堆積物(汚泥やヘドロ等と呼ばれる。)	土地の周辺施設等によって、性状が異なる。エリアごとに処理する必要がある。
	(船舶・廃棄物(災害廃棄物))	自動車、船舶	自動車、バイク、船舶等
	(大型廃棄物(災害廃棄物))	工場や構造物に由来した大型の特殊な堆積物	個別対応が必要と考えられるタンク、電柱、飼料、肥料等
	(コンクリート(災害廃棄物))	コンクリートがら等	コンクリートがら、アスファルトがら、廃瓦等
	(木害廃棄物(災害廃棄物))	沿岸部の松林や植木等ななぎ倒され、散乱・堆積したもの	生木等

また、災害廃棄物の分別・処理方法は、災害時実施マニュアル（地震・津波編）に準じ図 2-2 のとおりとする。

図 2-2 災害廃棄物の分別・処理フロー



### フロー用語の解説

ごみ集積所…個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、被災家屋から災害廃棄物を一次仮置場及び二次仮置場へ運搬するまで、被災地内の自宅前の路上の一部や町内会管理の公園等に仮に集積する場所とする。

一次仮置場…中間処理前にごみ集積所に保管できない廃棄物を一定期間、分別・保管する場所とする。（原則、ごみ仮置場に保管できない生活空間等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する。必要に応じて重機等で粗選別をする場合もある。一次仮置場候補地は参考資料を参照）

二次仮置場…一次仮置場の保管では不十分な場合、二次仮置場に保管する。扱いは一次仮置場と同じとするが、民間地、必要によっては市外を含め広域的な場所を検討する。（原則、建設廃材・がれきとする。二次仮置場候補地は参考資料を参照）

## 第3章 災害時業務実施マニュアル本編

### 3. 1 初動期

#### 1 初動期の基本的な考え方

- (1) 民間の電話回線が使用できない場合でも、最低限必要な巡視点検等を行う。
- (2) 暴風雨警報が発令中の場合や、氾濫危険情報が発表されている場合の氾濫区域には出動しない。
- (3) 環境部長が不在の時は環境部次長が指揮をとる。環境部次長が不在の場合は、次の順位を参考に登庁してきた者のうちから指揮をとる。①環境保全課長、②ごみ減量課長、③環境業務課長、④環境事業所長。

ただし、全て登庁なき場合は、上記の順位を参考に、課長補佐又は主任主査を指揮者とする。

#### 2 職員の安否報告と参集

- (1) 各班員は、テレビ等各メディアの情報から状況を確認し、安全な通路を利用し参集するものとする。
- (2) 参集する職員の対象は、各年度の非常配備動員計画に反映された職員とする。勤務時間外においては、クリーンセンター、環境事業所、浄化センターへ参集する。ただし、参集箇所が被災の場合は前記のいずれかに参集するものとする。
- (3) やむを得ず参集できない職員は、できる範囲内で状況把握に努め、班長又は班員へ連絡する。

#### 3 初動対応の内容

- (1) 施設及び委託業者等被害状況の把握に関すること
  - (2) 仮設トイレの設置とごみ及びし尿の収集体制に関すること
  - (3) 一次仮置場選定に関すること
  - (4) 支援要請と受け入れの検討に関すること
- 西尾市業務継続計画（BCP）によるものとする。

### 3. 2 応急対応期（発災後概ね1か月）

#### 1 応急対応期の考え方

- (1) 避難所生活から住宅への入居が開始され、人や物の流れが回復する時期であり、災害廃棄物の本格的な処理が始まる時期である。
- (2) 腐敗性廃棄物を優先的に処理する。また、洪水により使用不能な自動車等の大型ごみの処理を始める。

- (3) 倒壊建築物の解体作業が本格的に始まる。解体するにつき、原則自己負担において行うことになるが、早期復旧・復興のために特別措置として国の補助金を受け公費により実施するための受付業務を実施する。
- (4) 国、県及び災害時の相互協定を結んでいる団体とも協力し、災害廃棄物の処理体制を確立する。
- (5) 建設廃材が本格的に処理されることから中間処理が実施できる二次仮置場を選定する。
- (6) 被災状況に応じて災害対策本部に必要な人材の応援を再度依頼する。

## 2 応急対応期の内容

### (1) 応急対応期に対応する災害廃棄物の種類

- ①避難ごみ…避難所生活や、避難生活から排出・保管されている生活廃棄物等（家屋解体ごみを除く）
  - ・廃棄物の種類…可燃ごみ、生ごみ、プラスチック製容器包装、缶、びん  
ペットボトル類、有害廃棄物、し尿等
- ②医療系ごみ…医療機関や介護施設、避難所等から出る医療系廃棄物
  - ・廃棄物の種類…注射針、血液のついた器具や手袋等
- ③家財ごみ…強風等により破損・故障した家財などの廃棄物（家屋損壊物を除く）
  - ・廃棄物の種類…家電製品、家具等（乾燥したもの）
- ④水害ごみ…水害によって浸水があったもの、大きな倒壊に至らなかった地域における水を被った廃棄物（家財中心）
  - ・廃棄物の種類…家電製品、家具等（水を被った物）
- ⑤緊急性を伴う廃棄物（通行の妨げ、危険性等のある廃棄物）
- ⑥家屋ごみ（災害廃棄物）…強風等で倒壊した家屋
  - ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）
- ⑦水害倒壊ごみ（災害廃棄物）…洪水・高潮により倒壊し、水を被った家屋
  - ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）
- ⑧水害堆積物・水産物…高潮により巻き上げられて運ばれ、陸地に堆積した水産物や堆積物（ヘドロ、汚泥等）
  - ・廃棄物の種類…土地の形状によって、性状がことなる。エリアごとに処理する必要がある。
- ⑨船舶・車（災害廃棄物）…自動車、バイク、船舶
- ⑩大型物（災害廃棄物）…工場や構造物に由来した大型の特殊な堆積物
  - ・廃棄物の種類…個別対応が必要と考えられるタンク、電柱、飼料、肥料等
- ⑪コンガラ（災害廃棄物）…コンクリートガラ等
  - ・廃棄物の種類…コンクリートガラ、アスファルトガラ、廃瓦

⑫木類（災害廃棄物）…沿岸部の松林や植木等なぎ倒され、散乱・堆積したもの

・廃棄物の種類…生木等

(2) 応急対応期の災害ごみ分別方法

時間対応	応急対応期	
	通常運用まで（一次仮置場各自持込）	
可燃ごみ		
食品ごみ	・「可燃ごみ」として回収	
おむつ・衛生用品・簡易トイレ		
腐敗性が高いもの		
容器包装材		
その他（非腐敗性）		
不燃ごみ・粗大ごみ		
家電製品（生活復旧に支障をきたす破壊状態）	・持ち込み可能となった場合は一次仮置場へ搬入	
割れガラス・陶器類（生活復旧に支障をきたす）		
家電製品（上記以外）		
バイク	・販売店へ依頼	
家具類	・持ち込み可能となった場合は一次仮置場へ搬入	
タイヤ	・販売店へ依頼	
金属類	・持ち込み可能となった場合は一次仮置場へ搬入	
その他		
分別回収ごみ（資源系）		
紙類	・収集体制が整った時点より頻度を減らして回収	
プラスチック製容器包装	・「プラスチック容器包装」として回収	
缶・びん・ペットボトル	・資源物として回収	
有害廃棄物・医療系廃棄物		
廃電池類	・持ち込み可能となった場合は一次仮置場へ搬入	
廃蛍光管類		
医療系廃棄物	・梱包・ラベリングして分別排出	
消火器等	・販売店へ依頼	
その他有害廃棄物	・梱包・ラベリングして分別排出	
家屋解体廃棄物		
家屋解体廃棄物・畳等	・早急に処理すべき建設廃棄物は、二次仮置場へ搬入	
石綿含有部材	・梱包等してラベリング・保管・排出（参考）国の指針等	
PCB含有電気機器		

※ 一次仮置場へ搬入する手段がない場合、または、搬入出来ない間的手段として通行の妨げにならないよう近隣の公園または路上に仮置場を設けるものとする。

(3) 応急対応期の各班の業務内容

応急対応期のごみ減量班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
ごみ減量担当	総務担当	・ 支援の要請と受け入れの連絡調整	災害ボランティア参加に対してごみ分別等のチラシ作成
		・ 県、他市町村及び関係団体との連絡	ごみ、がれきの市内処理が不能の場合に県、他市町村へ応援を依頼
		・ 住民等への広報	家屋内の家財ごみのみを一次仮置場へ搬入するよう広報担当班を通じ知らせる。
		・ 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談	個人等の家屋解体撤去に関する相談、または撤去費用の補助制度を利用する場合の受付業務
	ごみ処理計画担当	・ ごみの発生量の決定	避難所生活者の人数から避難ごみを推定し環境事業所と協議し、公園等の一次仮置場や避難所以外の避難者に臨時ステーションを選定し、委託業者へ連絡調整する。
		・ 一次仮置場及び臨時ステーション開設	
		・ ごみ収集運搬委託業者への連絡調整	
	災害廃棄物処理計画担当	・ 災害廃棄物等発生量の決定	災害対策本部から倒壊家屋等の被害状況を参考にがれきの量を決定する。
		・ 災害廃棄物等二次仮置場の決定	災害廃棄物の発生量から環境事業所と調整し、二次仮置場を決定、被害状況によっては随時仮置場の箇所を増やすものとする。
		・ 災害廃棄物処理実行計画策定	災害廃棄物の発生量、ごみの発生量等を参考に災害廃棄物処理実行計画を策定し、必要に応じて災害廃棄物国庫補助申請事務を進める。
	適正処理困難物処理計画担当	・ 適正処理困難物の発生量推計	倒壊家屋等の被害状況から適正処理困難物の量を決定する。
		・ 一時保管場所選定	環境に配慮し、専用の保管場所を選定する。
し尿収集計画担当	・ 仮設トイレの管理、撤去計画	関係団体に仮設トイレの設置及び撤去を依頼する。	
	・ し尿収集必要量の決定	仮設トイレ設置箇所数や被災者数によりし尿収集量を決定する。	
	・ し尿収集業務管理	し尿汲み取り管理システムを管理する。	

○業務遂行上の注意点

ア 総務担当

- ・ 非常時である事を市民に理解してもらい、家屋の解体の前に家屋内のごみを優先的に片付けることに理解を得る。
- ・ 災害ボランティア関係は、災害廃棄物の処理に関するチラシ作成を作成するものとし、受付等はボランティア担当班に依頼すること。

イ ごみ処理計画担当

- ・ 一次仮置場の候補地（参考資料参照）から一次仮置場を必要に応じ増設する。管理は、必要な人員（設置者、管理者、分別指導・作業人員、受付、車両誘

導員、警備員等)について、職員や職員OB、民間事業者、シルバー人材センター、応援市町村、臨時雇用職員等の活用を含めて整理しておく。管理は、土地所有者または管理者の関係者とする。なお、ごみ仮置場の運用は3か月以内を目途に運用するものとし、民間用地を借用する場合は、借用期間を明確にする。

- ・臨時ステーションの開設は、災害時臨時ごみステーション開設申請書(資料編参照)によりごみ減量担当で受け付ける。なお、被害が甚大な場合は、町内会長名による申請ではなく代表町内会長に取りまとめを依頼し代表町内会長名で申請を依頼する。

#### ウ 災害廃棄物処理計画担当

- ・災害廃棄物一次時仮置場の選定には、災害の規模により長期間にわたりがれきを保管する可能性があるため、近隣に居宅が無く公害の影響を受けにくい箇所から優先的に開場するものとする。
- ・新たな仮置場の選定には、環境事業所及び都市計画部局と協議し候補地を選定する。

#### エ 適正処理困難物処理計画担当

- ・適正処理困難物の処理ルートを迅速に調査し、適切に処理するものとする。
- ・適正処理困難物は、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

#### オ し尿収集計画担当

- ・仮設トイレを救済業者から借用した場合を想定し、仮設トイレ管理簿(資料編参照)により適切に管理するものとする。なお、し尿くみ取りの料金体系は、全て従量制とする。

応急対応期のごみ減量班(環境事業所)業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境事業所	ごみ収集担当	・一般家庭等から排出されるごみの収集	ごみ一次仮置場の可燃ごみ不燃ごみ等の収集運搬業務
		・臨時ステーションのごみ収集	ごみ減量班と調整し、ごみを収集する。
		・ごみ収集業務管理	災害時ごみ収集運搬作業日報による業務管理
	災害廃棄物処理担当 (市施設内処理)	・最終処分施設の保守管理	施設の保守及び安全管理
		・災害廃棄物の搬入受付及び処理	災害廃棄物の搬入を受付し、最終処分可能な物は市内一般廃棄物最終処分場で処分する。
	仮置場担当 (市施設内処理)	・災害廃棄物仮置場の開設	二次仮置場の開設、状況に応じ必要な場合は新たな仮置場を確保する。

## ○業務遂行上の注意点

### ア ごみ収集担当

- ・ 応急対応期間は、一時的に委託業者への連絡が出来ないことも想定されるので、委託業者へ連絡可能になり再開するまで収集頻度を減らし収集する。
- ・ 優先順位を決定し、生活環境に妨げの影響大の物を第一に撤去収集する。

### イ 災害廃棄物処理担当

- ・ 指定された搬入車両以外は、搬入を制限する。
- ・ 受付担当は災害時搬入出車両受付簿、災害時搬入出車両管理日報（資料編参照）により搬入出量を適切に管理する。
- ・ 有害廃棄物は最終処分場には搬入しない。石綿含有物は、適切に処理後搬入する。

応急対応期の環境業務班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
クリーンセンター	ごみ処理担当	・ 一般家庭等から排出されるごみの処理	避難所及び避難所以外から排出される可燃ごみ、緊急性のある家屋内から排出される不燃ごみ及び粗大ごみの受入業務
		・ ごみ処理施設の保守管理	西尾市クリーンセンターの安全運転及び管理業務
浄化センター	し尿処理担当	・ 仮設トイレや一般家庭から収集されたし尿の処理	避難所及び避難所以外から排出される仮設トイレのし尿の受入業務
		・ し尿処理施設の保守管理	西尾市浄化センターの安全運転及び管理業務

## ○業務遂行上の注意点

### ア ごみ処理担当

- ・ 被災状況に応じ一時的に一般車両は受け付けしないものとする。また、徐々に被災者を優先し、それ以外の一般搬入車両は、平常な状況になるまで受付しない。
- ・ 非常時により、迅速に処理をする必要があるため状況に応じて夜間搬入を受け付けるものとする。
- ・ 被災した場合は、早期の復旧に努めるものとする。

### イ し尿処理担当

- ・ 非常時により、迅速に処理をする必要があるため状況に応じて夜間搬入を受け付けるものとする。

応急対応期の環境保全班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境保全班	環境汚染担当	環境汚染防止に関すること	被災地の公害パトロールを実施、国県等所管部署との連絡調整、各集積所の悪臭、粉塵に関する苦情対応
	動物保護担当	狂犬病予防、放浪動物及びペットの保護に関すること	放浪動物の保護、飼い主との連絡調整 愛知県動物保護管理センターとの連絡調整
	施設管理担当	施設の被害調査・復旧に関すること	被害施設の調査及び修繕

○業務遂行上の注意点

施設管理担当

- ・施設に異常がない場合又は修繕が終了した場合には、第3非常配備が解除されるまで施設を休館とし、廃棄物対策室内の他の応援に従事する。

### 3. 3復旧・復興期（発災後概ね3か月以降）

#### 1 復旧・復興期の考え方

- (1) 一部の被災者は新居を建築する準備を始め、災害廃棄物のリサイクルや中間処理が本格化する。
- (2) 建設廃材が大量に排出されることから、市内で処理が困難であると判断した場合、市外の処理を具体的に検討する。
- (3) 一次仮置場については、道路状況の復旧に応じて閉鎖し、ステーション方式へ移行する。
- (4) この時期になると、住居での生活へ移行されるので工事用の仮設トイレのみとなる。
- (5) 建物内の家財道具等は原則撤去・処理が済み、建設廃材の処理が本格的に開始される。なお、災害時の解体費用に関する補助事業事務に対して人員が必要な場合は、応援を依頼するものとする。

#### 2 復旧・復興期の内容

##### (1) 復旧・復興期の災害廃棄物の種類

- ①家屋ごみ（災害廃棄物）…強風で倒壊した家屋
  - ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）
- ②水害倒壊ごみ（災害廃棄物）…洪水・高潮により倒壊し、水を被った家屋
  - ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）
- ③水害堆積物・水産物…高潮により巻き上げられて運ばれ、陸地に堆積した水産物や堆積物（ヘドロ、汚泥等）
  - ・廃棄物の種類…土地の形状によって、性状がことなる。エリアごとに処理する必要がある。
- ④船舶・車（災害廃棄物）…自動車、バイク、船舶
- ⑤大型物（災害廃棄物）…工場や構造物に由来した大型の特殊な堆積物
  - ・廃棄物の種類…個別対応が必要と考えられるタンク、電柱、飼料、肥料等
- ⑥コンガラ（災害廃棄物）…コンクリートガラ等
  - ・廃棄物の種類…コンクリートガラ、アスファルトガラ、廃瓦
- ⑦木類（災害廃棄物）…沿岸部の松林や植木等なぎ倒され、散乱・堆積したもの
  - ・廃棄物の種類…生木等

※ 家庭系ごみは、復旧状況により通常時と同じ分別方法へ移行するものとする。

## (2) 復旧・復興期の災害ごみ分別方法

時間対応	復旧・復興期
	通常運用への移行
可燃ごみ	
食品ごみ	・「可燃ごみ」として回収
おむつ・衛生用品	
腐敗性が高いもの	
容器包装材	
その他（非腐敗性）	
不燃ごみ・粗大ごみ	
家電製品	・ごみステーション、一次仮置場、または復旧状況により直接クリーンセンターへ搬入
割れガラス・陶器類	・ごみステーション、一次仮置場、または復旧状況により直接各地区最終処分場へ搬入
バイク・自転車	・販売店へ依頼
家具類	・一次仮置場へ排出するものとする。ただし復旧状況により、直接クリーンセンターへ搬入するか市の粗大ごみ収集の利用を可とする。
タイヤ	・販売店へ依頼
金属類	・一次仮置場へ排出するものとする。ただし復旧状況により、直接クリーンセンターへ搬入するか市の粗大ごみ収集の利用を可とする。
分別回収ごみ（資源系）	
紙類	・一次仮置場へ排出するか、再開されたステーションへ排出
プラスチック製容器包装	
缶・びん・ペットボトル	
有害廃棄物・医療系廃棄物	
廃電池類	・指定された回収容器へ排出
廃蛍光管類	
医療系廃棄物	・梱包・ラベリングして分別排出
消火器等	・販売店へ依頼
その他有害廃棄物	・梱包・ラベリングして分別排出
家屋解体廃棄物	
家屋解体廃棄物・畳等	・二次仮置場へ搬入
石綿含有部材	・梱包等してラベリング・保管・排出（国の指針等参考）
PCB含有電気機器	

(3) 復旧・復興期の各班の業務内容

復旧・復興期のごみ減量班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
ごみ減量担当	総務担当	・支援の要請と受け入れの連絡調整	応急対応期と同じ。
		・県、他市町村及び関係団体との連絡	応急対応期と同じ。
		・住民等への広報	ごみの分別方法、一次仮置場の移動、ステーションの周知
		・廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談	個人等の家屋解体撤去に関する相談、または撤去費用を補助制度利用する場合の受付業務
	ごみ処理計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ保管場所の選定業務</li> <li>・一次仮置場及び臨時ステーションの開設・閉鎖</li> <li>・ごみ収集運搬委託業者への連絡調整</li> </ul>	応急対応期と同じ、ただし、必要に応じて一次仮置場及び臨時ステーションを閉鎖し、通常のステーション方式へ変更する。
	がれき処理計画担当	・災害廃棄物二次仮置場の決定	二次仮置場が市内で確保できない場合は、市外への確保を検討する。
		・災害廃棄物処理実行計画策定	災害廃棄物処理実行計画策定及び災害廃棄物処理事業費国庫補助関係事務
	適正処理困難物処理計画担当	・適正処理困難物の発生量推計	適正処理困難物を適切に処分するよう指導
		・一時保管場所選定	
	し尿収集計画担当	・仮設トイレの管理、撤去計画	関係団体に必要に応じて仮設トイレの撤去を依頼する。
・し尿収集業務管理		し尿汲み取り確認券入力作業	

○業務上の注意点

ア ごみ処理計画担当

- ・災害対策本部と連絡を密にし、町内会等の意向を考慮し、校区ごとに一次仮置場を閉鎖しステーション収集への移行を判断するものとする。また、委託業者との連絡を密にし、収集体制を確保するものとする。
- ・ごみ仮置場として借用利用した場合は、整地し借用前の状態に回復し、返却するものとする。

イ 災害廃棄物処理計画担当

- ・国、県、その他関係機関を通じ、市内で処理出来ない災害がれきが発生した場合は、環境事業所と検討し、新たな処分箇所を選定する。
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助事務を円滑に推進するため、必要に応じ人材応援を依頼すること。また、受け入れ体制を整えること。

復旧・復興期のごみ減量班（環境事業所）業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境事業所	ごみ収集担当	・一般家庭等から排出されるごみの収集	一次仮置場及び再開されたステーションの可燃ごみ、不燃ごみ収集作業
		・臨時ステーションのごみ収集	必要に応じて臨時ステーションから通常のステーションのごみを収集する。
		・ごみ収集業務管理	災害時ごみ収集運搬作業日報による業務管理
	災害廃棄物処理担当	・最終処分施設の管理	通常業務へ移行
	(市施設内処理)	災害廃棄物の搬入受付及び処理	災害廃棄物の搬入を受付し、最終処分可能な物は市内一般廃棄物最終処分場で処分する。
	仮置場担当 (市施設内処理)	・災害廃棄物仮置場の開設	二次仮置場の開設、状況に応じ必要な場合は新たな仮置場を確保する。

○業務上の注意点

ア ごみ収集担当

- ・災害の復旧状況や市民からの情報を対策室へ報告し、ステーションの再開移行を実施するものとする。

イ 災害廃棄物処理担当

- ・一般廃棄物最終処分場が震災被害によって災害復旧費用の補助金を利用する場合は速やかに補助申請をするものとする。
- ・有害廃棄物は最終処分場には搬入しない。石綿含有物は、適切に処理後搬入する。

復旧・復興期の環境業務班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
クリーンセンター	ごみ処理担当	・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの処理	災害廃棄物の処理状況により通常業務への移行を検討し再開する。
		・ごみ処理施設の保守管理	通常業務へ移行する。
浄化センター	し尿処理担当	・仮設トイレや一般家庭から収集されたし尿の処理	通常業務へ移行する。
		・し尿処理施設の保守管理	通常業務へ移行する。

○業務上の注意

ア ごみ処理担当

- ・震災被害によって災害復旧費用の補助金を利用する場合は速やかに補助申請をするものとする。

イ し尿処理担当

- ・震災被害によって災害復旧費用の補助金を利用する場合は速やかに補助申請をするものとする。

復旧・復興期の環境保全班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境保全班	環境汚染担当	環境汚染防止に関すること	各仮置場の悪臭、粉塵に関する苦情対策
	動物保護担当	狂犬病予防、放浪動物及びペットの保護に関すること	応急対応期と同じ
	施設管理担当	施設の被害調査・復旧に関すること	施設の復旧後には、第3非常配備が解除するまで閉館。

○業務遂行上の注意点

ア 環境汚染担当

- ・がれき仮置場付近の大気汚染、粉塵、騒音、振動、悪臭、に係る苦情対応

イ 施設管理担当

- ・余震等が発生した場合は、再度初動体制にもどり、施設点検等を実施するものとする。

No	公園名	設置場所	面積(ha)	学区	所管課	備考
			1ha=10,000m <sup>2</sup>			
1	住崎1号公園	住崎二丁目113	0.56	西尾	公園緑地課	
2	住崎2号公園	住崎一丁目100	0.27	西尾	公園緑地課	
3	住崎3号公園	住崎三丁目32	0.28	西尾	公園緑地課	
4	永吉公園	永吉三丁目15	0.35	西尾	公園緑地課	
5	井桁屋公園	幸町19-1	0.05	西尾	公園緑地課	
6	戸ヶ崎1号公園	戸ヶ崎五丁目7	0.24	八ツ面	公園緑地課	
7	戸ヶ崎2号公園	戸ヶ崎四丁目8	0.23	八ツ面	公園緑地課	
8	桜町公園	桜町2丁目37-1	0.23	鶴城	公園緑地課	
9	緑町公園	緑町1丁目42	0.75	鶴城	公園緑地課	
10	伊藤1号公園	伊藤二丁目4-2	0.32	鶴城	公園緑地課	
11	伊藤2号公園	伊藤一丁目12-1	0.10	鶴城	公園緑地課	
12	伊藤3号公園	伊藤五丁目4-1	0.32	鶴城	公園緑地課	
13	鶴城1号公園	鶴城町丘11	0.17	鶴城	公園緑地課	
14	法光寺緑地	法光寺町流6-8	0.19	西野町	公園緑地課	
15	西野町スポーツ広場	上町下屋敷17-2	0.27	西野町	生涯学習課	
16	米津公園	米津町天竺桂72-1	0.17	米津	公園緑地課	
17	米津1号公園	米津町蔵屋敷11-1	0.24	米津	公園緑地課	
18	勤労会館駐車場	平坂町鳥多2-1他	0.69	平坂	商工観光課	
19	中畑公園	中畑一丁目46	0.30	中畑	公園緑地課	
20	田貫公園	田貫一丁目61	1.00	中畑	公園緑地課	
21	中畑緑地	中畑町二割1-1	0.22	中畑	公園緑地課	
22	富山公園	西尾平坂東部土地区画 整理事業10-1街区1番	0.16	矢田	公園緑地課	
23	寺津1号公園	寺津一丁目4	0.19	寺津	公園緑地課	
24	寺津2号公園	寺津二丁目4	0.19	寺津	公園緑地課	
25	寺津3号公園	寺津三丁目4	0.15	寺津	公園緑地課	
26	寺津4号公園	寺津町美之掛	0.14	寺津	公園緑地課	
27	寺津緑地	寺津四丁目4-1	0.30	寺津	公園緑地課	
28	室市民運動広場	室町中屋敷152	0.11	室場	スポーツ課	
29	善明市民運動広場駐車場	善明町中根原11-5	0.39	室場	スポーツ課	
30	岡島緑地	岡島町郷西27-2	0.44	三和	公園緑地課	
31	浄化センターの一部	長縄町井ノ元52他	0.35	福地	環境業務課	
32	福地ふれあいセンター	齊藤町向縄1	0.20	福地	生涯学習課	
33	一色平和公園	一色町前野新田1-2	0.19	一色中部	公園緑地課	
34	下町公園	吉良町上横須賀宮腰135	0.10	横須賀	公園緑地課	
35	津平公園	吉良町津平大入463	0.32	津平	公園緑地課	
36	荻西公園	吉良町荻原百度荒子3	0.16	荻原	公園緑地課	
37	富田公園	吉良町富田八石13-2	0.20	荻原	公園緑地課	
38	シーサイド公園	吉良町吉田東中浜50-14	0.23	吉田	公園緑地課	
39	吉田公園	吉良町吉田亥改1-1	0.14	吉田	公園緑地課	
40	吉良テニスコート場	吉良町吉田須原121	0.32	吉田	スポーツ課	
41	小山田グラウンド	吉良町小山田宮前9	0.12	白浜	財政課	
42	門内公園	西幡豆町中央台84	0.29	幡豆	公園緑地課	
43	松原グラウンドゴルフ場	西幡豆町古浜75-1	0.29	幡豆	スポーツ課	
44	臨海公園	東幡豆町琵琶浦55-5	0.64	東幡豆	スポーツ課	
45	青少年キャンプセンター跡地	一色町佐久島大山1-2	0.36	佐久島	佐久島振興課	
合計			12.93			

※貸借契約等取り決めがある施設に関しては当事者と協議するものとする。

※国、県等及び民間所有地の未使用地も候補とする。

参考資料：2

二次仮置場候補予定地一覧表

○仮置場に利用可能なスペース

候補地名称	所在地	管理者	面積 (ha)	施設設備等の有無					特記事項
				電気	水道	街灯	排水	下水道	
環境事業所	貝吹町大牛切32番地	ごみ減量課(環境事業所)	1.600	○	○	○	×	×	更地
一色地区一般廃棄物最終処分場	一色町細川四ノ割1番地	ごみ減量課(環境事業所)	0.100	○	○	×	×	×	未舗装
元郊外学園敷地	吉良町宮迫宮後52番地3	財政課	0.513	×	×	×	×	×	未舗装
恵比寿海岸駐車場	吉良町宮崎宮前105番地	商工観光課	1.100	×	×	×	×	×	舗装
吉田港湾西港市有地	吉良町宮崎山鼻85番地	河川港湾課	0.224	×	×	×	×	×	未舗装
宮崎漁港	吉良町宮崎馬道地内	河川港湾課	0.619	×	○	○	○	×	舗装
計			4.157						

○時間経過や条件により一部仮置場に利用可能なスペース

候補地名称	所在地	管理者	面積 (ha)	施設設備等の有無					特記事項
				電気	水道	街灯	排水	下水道	
緑ヶ崎野球場	東幡豆町緑ヶ崎10番地	スポーツ課	0.997	○	○	○	×	○	
緑ヶ崎緑地公園	東幡豆町緑ヶ崎9の一部	スポーツ課	0.264	○	○	○	×	○	
寺部野球場	寺部町小浜1番地3	スポーツ課	0.820	○	○	○	○	×	
浜ノ山グラウンドA	東幡豆町浜ノ山4番地23	スポーツ課	0.340	×	○	×	○	×	
浜ノ山グラウンドB	東幡豆町浜ノ山4番地23	スポーツ課	0.217	×	○	×	○	×	
計			2.638						
合計			6.795						

※不足した場合は、吉良地区、幡豆地区の採石場跡地を協議の上利用することも考慮するものとする。

	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、愛知県内の市町村、一部事務組合等	H26.1.1	一般廃棄物及び下水の処理
2	災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書	西尾衛生社、(株)エヌジエイエス、平坂浄化槽維持管理センター	H16.1.28 H16.3.30	し尿の収集、運搬業務
3	災害時における簡易トイレ等の供給協力に関する協定書	(株)三河機工	H16.2.27	簡易トイレの供給
4	災害時における応急対策資機材の貸借に関する協定書	レンテック大敬株式会社 幸田営業所	H24.7.30	仮設トイレ等の物品の提供
5	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	H26.7.28	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分
6	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	西尾市衛生事業協同組合	H28.10.27	生活ごみ、災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び分別
7	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	有限会社コスモエコサービス	H28.12.5	生活ごみ、災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び分別

担当名	回収ごみの種類	ごみ収集区域	し尿収集区域	備考
西尾衛生(株)	可燃・不燃ごみ	鶴城小地区	西尾小地区、鶴城小地区、八ツ面小地区、米津小地区、西野町小地区、三和小地区、室場小地区、福地北部小地区、平坂小地区、中畑小地区	
西尾衛生(株)	可燃・不燃ごみ	八ツ面小地区		
西尾衛生(株)	可燃・不燃ごみ	西尾小校区の一部or西尾地区の一部		
西尾衛生(株)	可燃・不燃ごみ	米津小地区		
西尾衛生(株)	可燃・不燃ごみ	西野町小地区		
㈱エヌジェイエス	可燃・不燃ごみ	矢田小地区	矢田小地区	
㈱エヌジェイエス	可燃・不燃ごみ	花ノ木地区の一部	福地南部小地区	
㈱エヌジェイエス	可燃・不燃ごみ	福地地区	寺津小地区	
(有)平坂浄化槽維持管理センター	可燃・不燃ごみ	寺津小地区	—	状況に応じて平坂地区及び中畑地区のし尿汲み取り業務を実施する。
(有)平坂浄化槽維持管理センター	可燃・不燃ごみ	平坂小地区	—	
西尾市	ごみ全般	三和小地区	—	委託業者被災の場合は被災地対応
西尾市	ごみ全般	花ノ木地区の一部	—	委託業者被災の場合は被災地対応
西尾市	ごみ全般	室場小地区、西尾小地区の一部	—	委託業者被災の場合は被災地対応
西尾市	ペットボトル、食品トレイ・容器包装プラごみ	旧西尾地区	—	委託業者被災の場合は被災地対応
(協)西尾リサイクル	古紙等	旧西尾地区	—	
(協)西尾リサイクル	空き缶、空きびん、金物	旧西尾地区	—	
(有)三河ライフサービス	可燃ごみ・容器包装プラごみ	一色地区	—	
㈱一色厚生社	—	—	一色地区	
(有)一色町浄化槽管理センター	—	—	一色地区	
井上商店	空き缶、空きびん、金物、古紙	一色地区	—	
棚田商店	空き缶、空きびん、金物、古紙	一色地区	—	
(社)シルバー人材センター	ペットボトル、食品トレイ、不燃ごみ	一色地区	—	
(有)清和サービス	可燃・不燃ごみ、ペットボトル、食品トレイ・容器包装プラごみ	吉良地区の一部	吉田小地区、白浜小地区	
(有)コスモエコサービス	可燃ごみ・容器包装プラごみ	吉良地区の一部	横須賀小地区、荻原小地区、津平小地区	
㈱西三河資源	空き缶、紙、布、金物類	吉良地区	—	
(有)澤商店	空きびん	吉良地区	—	
波切商店	可燃ごみ	幡豆地区	—	
(有)ハズカンキョウ	容器包装プラごみ	幡豆地区	幡豆小地区、東幡豆小地区	
梅田商店	資源物全般、不燃ごみ	幡豆地区	—	